

市民の参加を保障します

情報共有と市民参加 ルール条例

この条例は

住んでいて良かったと実感できるまちを

市民と市がともに考えともにつくりあげることがを目的に

情報共有と市民参加について具体的なルールを定め

市民の声を“市の仕事”に反映させるためのものです



問い合わせ先

富良野市総務部企画振興課

電話 39-2304 FAX 23-2121

電子メール kikaku-k@city.furano.hokkaido.jp

平成 17 年 7 月 1 日 施行



情報共有と市民参加のルール

ルール条例のあらまし

～ 基本的な考え～

市民は、まちづくりのオーナー！

市民の声を“市の仕事”に反映させる

市民に情報を積極的に提供し、ともに情報を共有する
いろいろな市民参加の方法で、市民参加の機会をつくる

多くの市民の意見から、富良野のために何が良いのか、
あらゆる角度から検討し決める

検討した結果は、広く市民に知らせる
できること、できないこと(できない理由)を公表

情報共有

情報は市民のもの



市民がまちづくりのオーナーだから、あたり前だよ。

市が持っている情報(市の仕事に関する情報はもちろんのこと、直接的には市の仕事ではなくても、市民生活に係わることで市が知っている情報)は、すべて市民のものであることを基本に、積極的に情報を提供し、情報を共有します。ただし個人情報等に関すること以外です。

市民参加

市民参加の対象(市の仕事)

市民の意見を取り入れるため、決まる前に意見を言うんだね。



市の計画をつくる・変更するとき
条例・規則をつくる・変更するとき (市民が負担する料金や、市民の権利・義務・役割を決める条例・規則)
市の施設を建設・改修するとき
行政指導の内容を決めるとき
市が法人に100万円以上出資するとき
その他市民の関心が高いこと、市民生活に大きな影響があること等

市民参加の方法



参加しやすい方法を選ぶね。参加しやすい開催時間や託児の配慮も忘れずに！

(A) 市民政策提案 (B) パブリックコメント (C) ワークショップ
(D) 意見交換会 (E) 審議会等 (F) 公聴会 (G) その他(アンケート等)



市民の目！ ギラギラ

▶ 公表と公開

公表の方法(場所)

行政情報コーナー(市役所1階)

山部・東山支所 広報紙 ホームページ
その他(新聞・ラジオ等へ依頼)

▶ 評価と改善

市民参加制度調査審議会設置

市民が市民参加の状況をチェック！制度の改善

市民参加の方法

～具体的に説明～

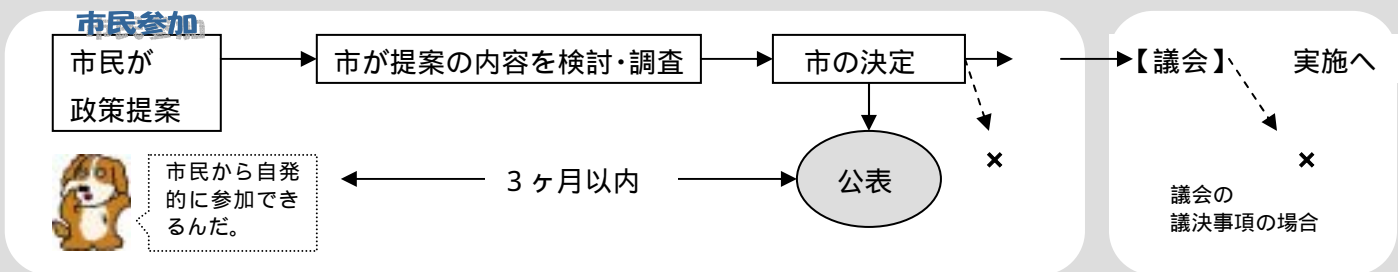
市民参加の方法って、どんな方法？カタカナ文字が多くて、よくわからないから、具体的に説明してよ。

下図の説明だと、いつ参加するのがわかるね。参加の時期は、市が市の仕事を企画から決定するまでの間だね。



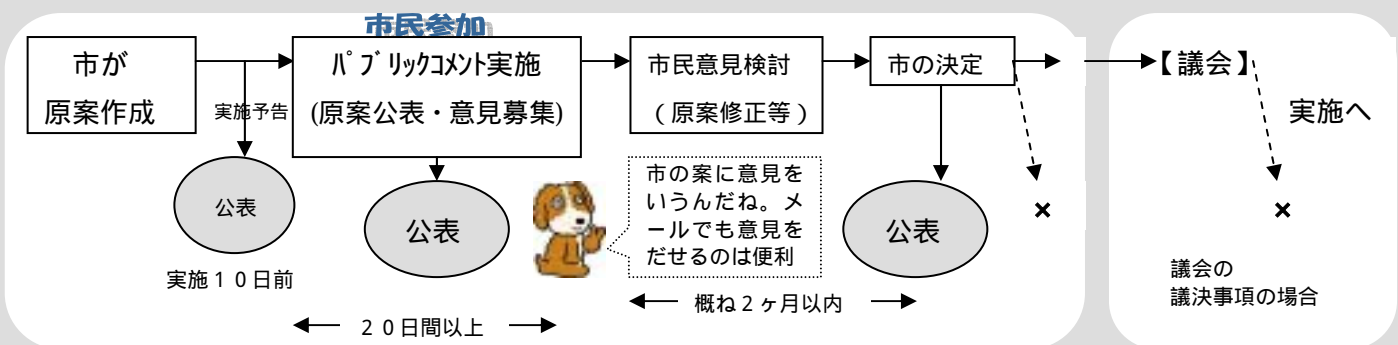
(A) 市民政策提案手続

市民が自主的に政策を提案する方法。あるいは、市が市民に対して政策提案を募集し、市民が提案する方法。
政策とは、目的達成（課題解決）のための具体的な手段



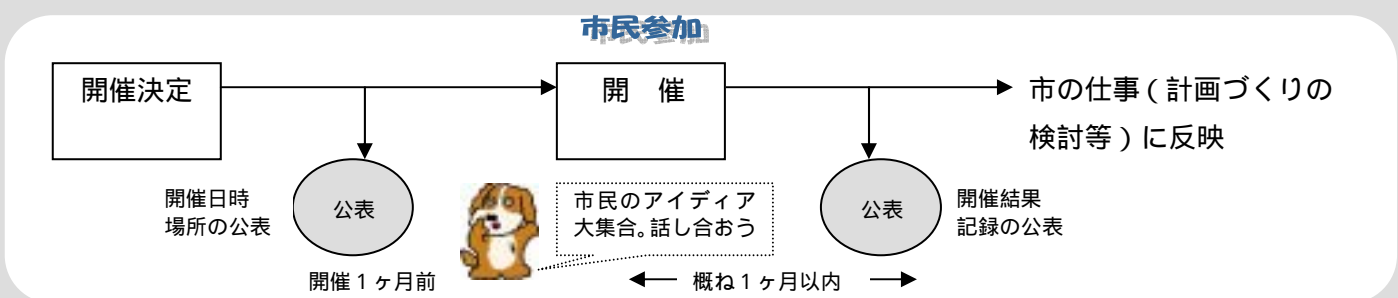
(B) パブリックコメント手続 (市民意見提出手続)

市が作成した原案に対して、市民が意見を出す方法。出された意見により、原案を修正したり、修正しないときは、その理由（意見に対する市の考え）を広く公表。



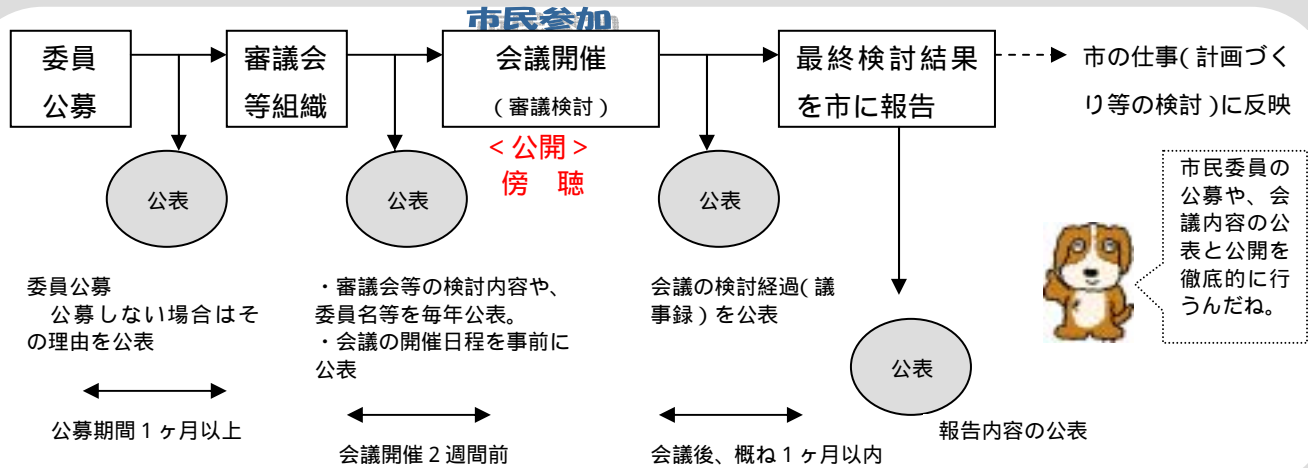
(C) ワークショップ (D) 意見交換会

市民と市、あるいは市民同士の自由な話し合いにより、課題を解決するための方向性を見出す方法。ワークショップは、早い時期からじっくり一緒に考えつくりあげる方法。意見交換会は、一定人数の市民と双方向で話し合う方法。



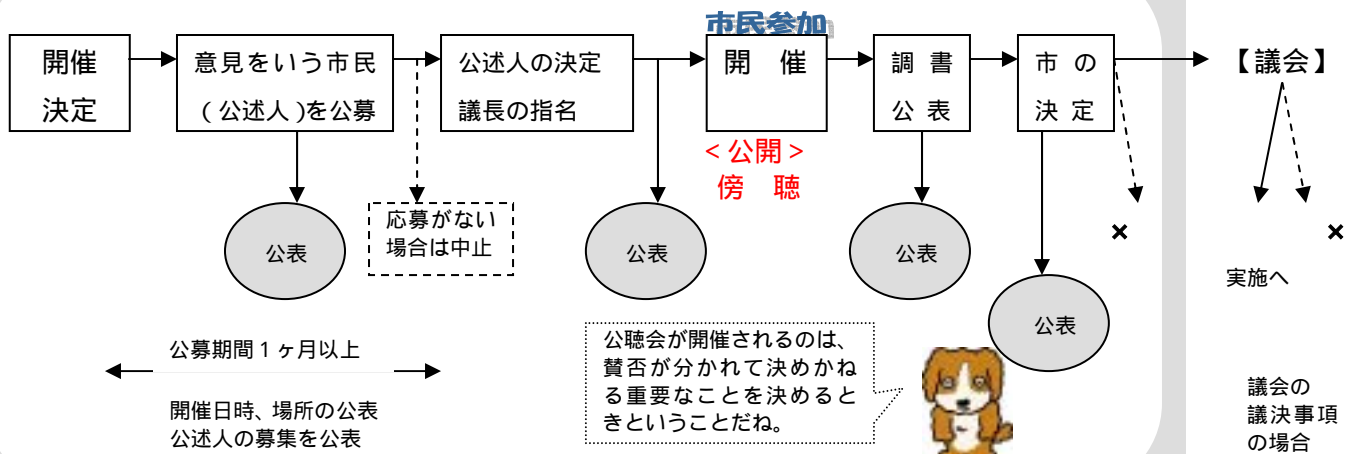
(E) 審議会等

市から特定の課題について、意見を求められたり、審査や調査を依頼された 審議会、委員会、協議会、懇談会、検討会議などの委員として、参加し意見をいう方法。



(F) 公聴会

市の仕事を決定する場合、賛成と反対の両方の意見があり、双方の意見を直接聴く必要があるときに開催される公聴会に参加し意見をいう方法。



みんなで沢山の意見を出して、その中から富良野のために一番いい方法を考えていかないとね。
 市民みんなで、まちづくりのこと考えていこう！



市民参加を行う事業等の一覧を、毎年事前に公表してくれるんだって。
 市役所の仕事の進め方も、変わるな～って感じがするね。